

君津市とSDSグループ株式会社勝英自動車学校
(かずさ自動車教習所)との連携に関する協定書

平成24年6月18日

君津市(以下「甲」という。)とSDSグループ株式会社勝英自動車学校
(かずさ自動車教習所)(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙とが連携のもと、君津市への定住意識等の高揚を図り、もって定住促進等を図ることを目的とする。

(連携及び協力に関する事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携及び協力を図るものとする。

- (1) 君津市の定住促進に資する情報発信に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(情報交換)

第3条 甲と乙は、本協定を実効性のあるものとするため、定期的に情報交換の場を設けるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、本協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに、甲乙の双方から何らの申出がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、これ以後の有効期間の延長については、この例によるものとする。

(その他)

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

2 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号

君津市

市長 鈴木 洋 邦



乙 千葉県君津市向郷1827番地

SDSグループ
株式会社勝英自動車学校
(かずさ自動車教習所)



代表取締役社長 吉村 武大

